

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成31年1月15日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県職員に関する公用車事故で対応した裁判記録及び保険会社との関係する書類全部（H25年～現在）まで 管財課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成31年1月29日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「県職員に関する公用車事故で対応した保険会社との関係する書類」と特定し、条例第8条第4号ロに該当するため公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成31年1月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和6年9月2日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認した為

### 2 審査請求の理由

職員と保険社と協議（裁判とか上司）に報告した書類であり公開しろ

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分に到る経緯

ア 平成○年○月○日、○○庁舎敷地内において、審査請求人が運転する車両と県土整備部（○○）の職員が運転する県有車両による交通事故が発生

イ 平成○年○月○日、県（管財課）は、○○簡易裁判所に対し民事調停の申立てを行った。

ウ 平成○年○月○日、イの民事調停が不調により終了

エ 平成○年○月○日、県（管財課）は、審査請求人に対する損害賠償請求を、地方自治法第179条に基づく訴えの提起に係る専決処分により実施

オ 平成○年○月○日、県（管財課）が○○簡易裁判所に訴状提出

カ 平成31年1月15日、審査請求人は、管財課に対し本件請求を行った。

キ 平成31年1月29日、県（管財課）は、処分庁として本件処分を行った。

(2) 審査請求人が本件請求において求めている公文書は、審査請求人が運転する車両と県土整備部（○○）の職員が運転する県有車両による交通事故に関し、保険会社との間でやり取りした全ての書類であると解される。

(3) 当該公文書については、争訟に係る情報であり、公にすることにより、当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第8条第4号ロに該当するものである。

(4) 以上により、本件請求に係る公文書については、条例第12条第2項の規定に基づき、公文書非公開決定を行ったものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日                     | 内 容 |
|-------------------------|-----|
| 令和6年9月2日                | 諮問  |
| 令和6年9月26日<br>第3部会（第12回） | 審議  |
| 同年 10月28日<br>第3部会（第13回） | 審議  |

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る公文書を審査請求人が運転する車両と県土整備部（○○）の職員が運転する県有車両による交通事故に関し、保険会社との間でやり取りした全ての書類と特定し、その全てが条例第8条第4号ロに規定する情報に該当することから本件処分を行った。

審査請求人は、本件処分について不服がある旨を主張していることから、以下、本件請求に係る公文書が条例第8条第4号ロの非公開情報に該当するか検討する。

## 2 条例第8条第4号ロの該当性について

条例第8条第4号ロは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報を非公開情報として規定されている。

ここで「争訟に係る事務」に関する情報が記録された公文書を非公開とすることができる旨定めている趣旨については、最高裁平成11年11月19日判決において、「実施機関等が一方当事者として争訟に対処するための内部的な方針に関する情報が公開されると、それが正規の交渉等の場を経ないで相手方当事者に伝わるなどして、紛争の公正、円滑な解決を妨げるおそれがあるからであると解される。」とされている。また、「争訟の方針に関する情報」は、争訟の帰すうに影響を与える情報の全てを非開示と解するのは相当ではないが、現に係属し、又は係属が具体的に予想される事案に則した具体的方針に限定されると解すべきではなく、実施機関が行うことのあるべき争訟に対処するための一般の方針をも含むものとするのが相当である。」とされている。

上述した解釈を踏まえて検討すると、県有車両による交通事故に関して保険会社との間でやり取りをした書類は、争訟に対処するための内部的な方針に関する情報に該当し、公開することによって、県の当事者としての地位を不当に害するおそれが十分に認められ、条例第8条第4号ロにより、非公開とすることが妥当である。

以上により、本件請求に係る公文書全てを非公開情報とする実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

## 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

| 氏 名    | 職 業 等        | 備 考 |
|--------|--------------|-----|
| 岩田 晴美  | 四国大学生生活科学部教授 |     |
| 遠藤 理恵子 | 弁護士          | 部会長 |
| 田中 里佳  | 公認会計士、税理士    |     |
| 橋本 正成  | 弁護士          |     |